

平成 31 年 3 月 29 日

各位

経営改善に向けた提言書の受領に関して

maneoマーケット株式会社

当社に対する平成 30 年 7 月 13 日付の関東財務局からの業務改善命令を受け、平成 30 年 12 月 3 日、当社における業務改善に対する助言、業務改善策及びコーポレートガバナンス体制の見直しに対する提言を行うことを目的として経営改善委員会が組成されました。

この度、当委員会より以下の 6 項目を骨子とする提言書を受け取りましたことを報告致します。

【「経営改善に向けた提言書」の骨子】

1. 投資家保護が徹底されるための経営体制を構築すること
2. 当社瀧本代表取締役の役員からの退任、社外役員の増員を含め、代表取締役の業務執行に対する牽制が担保される体制を構築すること
3. 営業者及び個別の投資案件に対する審査並びにモニタリングの厳正化を図ること
4. 投資家への正確な開示を行うこと
5. 業務改善計画に沿った対応を継続すること
6. 営業者によるファンドの資金の分配につき適切な対応を行うこと

当社としては当該提言書の内容に従い、引き続き業務改善に全力で取り組んでいく所存です。提言書に従った具体的な取り組み方針は以下になります。

1. 投資家保護が徹底されるための経営体制を構築すること

投資家保護を徹底するため、当社においては、代表取締役をはじめとした経営陣に対する研修を実施し、内部監査、コンプライアンスの知識を持った社員の採用を行ってまいります。今後も金融商品取引業者として必要な法令等の投資家保護のための知識について、経営陣に対する実効性のある研修を継続的に実施するとともに、後述のスポンサー企業の意向も踏まえたうえで、金融に精通した専門家等の社外役員を増員することを検討しています。加えて、社内においても、個別の投資案件に係る引受審査、モニタリング、開示等の金融商品取引業における業務に精通した人材の採用や育成を行ってまいります。

2. 代表取締役の業務執行に対する牽制が担保される体制を構築すること

代表取締役個人の影響力を低減させる観点から、代表取締役の保有する株式の売却等による株主構成の見直し、全般的な経営体制の見直しの検討を進めております。

株主構成にあたっては、株式を売却するスポンサー企業の選定にあたり、客観的なプロセスを踏んだうえでスポンサー企業の選定を進めております。具体的には、スポンサー企業としては、金融商品取引業者であるか、又は金融商品取引法に精通した経営陣を有し、当社のガバナンスの強化に主体的に関与できること、当社の現経営陣と利害関係を有しないこと等の、投資家保護及び当社の経営改善を推進することのできる企業を選定することが適切と考えられることから、かかる方針を反映した選定基準に基づき、客観的なプロセスを検討、及び実施し、複数のスポンサー企業から提出された提案を慎重に検討する形で、スポンサー企業の選定にあっております。

加えて、経営体制の見直しとして、現在の代表取締役である瀧本が当社及び子会社の役員から退任するとともに、当社は、上述の社外役員の増員を含め、代表取締役の業務執行に対する牽制が有効に機能する体制を構築致します。

3. 営業者及び個別の投資案件に対する審査並びにモニタリングの厳正化を図ること

独立性を有したプラットフォーム委員会を設置したうえで、営業者選定基準を策定し、同選定基準を社内規程化しております。また、プラットフォーム事業部を設置し、各営業者に対し、定期的に上記選定基準の充足及び維持に関する問題点を抽出し、その解決に向けた指導、助言を行ってまいります。

加えて、プラットフォーム事業部において個別の投資案件の審査を行ったうえで、管理部により、案件に係る最終貸付先企業の実在性、募集勧誘に際して関係法令に適合した表示がなされていること、貸付条件等の最終確認をするとともに、プラットフォーム事業部において、個別の投資案件に係る事後証憑の確認により、個別の案件のモニタリングを行う体制の整備も進めてまいります。

業務改善命令を受けて以降、営業者及び個別の投資案件に対する審査並びにモニタリングを厳正化するための施策を実施しておりますが、営業者選定及び管理を徹底するために、既に策定された営業者選定基準を踏まえ、今後営業者を適切に管理するようなプロセスも強化致します。そのため、プラットフォーム委員会及びプラットフォーム事業部等においては、適切な営業者管理を行うためのシステムや人材の拡充、強化を推進しております。また、現時点の営業者に対して、営業者選定基準を満たすように、引き続き改善を求めてまいります。

次に、営業者のみならず個別の投資案件への審査及びモニタリングを徹底するために、個別の投資案件への審査及びモニタリングを行う機関における人材の拡充、案件審査及びモニタリングを行うシステムを強化致します。

加えて、上記の営業者選定及び管理並びに個別の投資案件への審査及びモニタリングを行う機関については、代表取締役等からの独立性を担保する仕組みを強化するとともに、上記機関に対する牽制を行う観点から、同機関に関する業務監査を行う内部監査室の人材を拡充し、内部監査の実効性を強化致します。

更に、子会社であるmaneo株式会社を営業者とするファンドに関しては、当社と資本関係があることにより当社と緊密な関係にあり、他のファンド以上に牽制が利きにくくなる可能性があります。

そのため、maneo株式会社については、営業者及び個別の投資案件に対する厳正な審査並びにモニタリングを行うことが可能となる体制の構築についての検討を行うとともに、かかる体制の構築のため、当社と営業者たる子会社等のグループ会社間の関係性、収益構造及びビジネスモデルの見直しを行ってまいります。

4. 投資家への正確な開示を行うこと

業務改善命令においては、取得勧誘を行ったファンドのウェブサイト上の資金使途の表示と実際の資金使途が同一となっているか確認していなかったこと等、投資家への正確な開示が行われていなかったことが指摘されております。

個別の投資案件のモニタリングを厳正化すること、営業を行う経営者及び従業員から独立して上記開示を行う仕組みを構築すること、代表取締役をはじめとした経営陣の上記開示にかかる意識の改善等を含め、投資家への正確な開示が行われる体制の構築を図ってまいります。

5. 業務改善計画に沿った対応を継続すること

当社においては、平成30年7月6日、証券取引等監視委員会から行政処分を求める勧告が行われ、平成30年7月13日、財務省関東財務局から業務改善命令を受けております。

この点、当社においては、業務改善計画を策定し、当該計画に沿った対応を行ってまいりましたが、一部未了の事項も存在するため、当委員会による提言も踏まえたうえで、今後も継続的に業務改善計画に沿った対応を行うことを徹底してまいります。

6. 営業者によるファンドの資金の分配につき適切な対応を行うこと

当社においては、当社が募集勧誘を行った営業者によるファンドの資金の分配ができない状況となっている案件が複数存在しております。

また、一部の案件については、平成 31 年 3 月 8 日付で、投資家から営業者及び当社に対して訴訟が提起されております。本件につきましては、事実関係を確認し、投資家保護に十分に配慮した形で慎重に対応してまいります。

あわせて、当社においては、可能な限り早期に営業者から投資家に対して分配が行われることを念頭に置くとともに、金融商品取引業者として、投資家保護の観点から、投資家への資金の分配に係る公平性が担保される形で分配が行われるよう、営業者との協議を継続してまいります。

以上